

品川区立シルバーセンターの利用者グループ登録に関する要綱

制定	平成	6年	4月	1日	要綱第 30号
改正	平成	8年	4月	1日	
改正	平成	10年	3月	30日	
改正	平成	21年	4月	1日	要綱第 129号
改正	平成	22年	12月	1日	要綱第 127号
改正	平成	27年	4月	1日	要綱第 326号
改正	平成	31年	4月	1日	要綱第 111号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立シルバーセンター（以下「センター」という。）の利用形態の多様化に対応し、センターのグループ利用の登録について必要な事項を定めることにより、センターの運営を円滑にし、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(グループ利用の登録要件)

第2条 センターのグループ利用の登録要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 品川区立シルバーセンター条例施行規則第3条に基づく使用届を提出し、品川区シルバーセンター利用券（第1号様式）を交付された者5名以上でグループが構成されていること。（ただし、カラオケグループについては10名以上とする。）
- (2) グループが自主的に運営され、かつ、計画的に活動を行っていること。

(登録申請)

第3条 センターをグループで利用しようとするものは、あらかじめグループ登録申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(登録証等)

第4条 区長は、前条の規定に基づく申請を行ったグループが第2条に定める要件に該当すると認めるときは、登録証(第3号様式)を交付する。

2 前項の登録証の有効期限は、登録証の交付の日から2年間とする。

(登録の更新)

第5条 前条の規定に基づき登録されたグループ（以下「登録グループ」という。）は、前条第2項の有効期間満了の1カ月前から、グループ登録更新申請書（第2号様式）にグループ登録証を添付して区長に提出し、登録の更新をすることができる。

(登録の変更)

第6条 登録グループは、グループの名称、代表者等の変更が生じたときは、速やかにグループ登録変更届（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(施設の利用等)

第7条 登録グループは、センターの施設を利用しようとするときは、グループ施設利用申請書（第4号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、区長は、施設の利用を申請するものの数が利用させるべき施設の数を超えるときは、公開による抽せんにより利用できる登録グループを決定する。
- 3 第1項の施設の利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、その申請期間は、2月1日から同月末日までとする。
- 4 第1項の施設の利用回数は、第1区分(午前9時から正午まで) または第2区分(午後1時から同4時30分) のうち、いずれかの区分を週1回利用することができる。

この場合において、複数のセンターを同様に利用することができる。

(登録の取消)

第8条 区長は、登録グループが第2条に定める要件に適合しないと認めるときは、その登録を取り消し、またはその効力を停止することができる。

(権利の譲渡禁止)

第9条 登録グループは、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(施設の変更制限)

第10条 登録グループは、施設の利用に関して特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめセンターの承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 登録グループは、施設の利用が終了したときは、直ちに施設および設備を現状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 登録グループは、利用に際して施設および設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に高齢者地域支援課長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に改正前の品川区立シルバーセンターの利用者グループ登録に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定により施設の利用を承認されている自主グループの登録要件については、改正後の品川区立シルバーセンターの利用者グループ登録に関する要綱の相当規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際に改正前の要綱の規定により施設の利用を承認されている自主グループは、この要綱の施行の日から1年間は、第7条の承認を受けずにその施設の利用をすることができる。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(第1号様式)

注 意

1. 区内のシルバーセンターならどこでも利用できます。
2. 利用するときは利用券を提出してください。
3. 他人に譲ったり貸したりすることはできません。
4. 住所、連絡先等がかわったとき、または利用券をなくしたときは、すぐ申し出てください。
5. 施設を利用するときは、シルバーセンターの決まりを守ってください。守らない場合は、利用をお断りすることがあります。

☎()

発行年月日 年 月 日

ふりがな

氏 名

区の花
サツキ(つつじ科)

品川区シルバーセンター利用券

本 人

血液型

生年月日 年 月 日

住 所 品川区 丁目 番 号

電 話

かかりつけ医療機関

医療機関名

電 話

緊 急 連 絡 先

住所又は勤務先

氏 名 (続柄)

電 話

住所又は勤務先

氏 名 (続柄)

電 話

グループ： 新規登録・更新・変更・廃止申請書

品川区長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

下記のとおり、グループ：新規登録・更新・変更・廃止の申請をします。

登録番号			
—			
ふりがな			
グループ名			
ふりがな		電話	()
代表者名			
会員数			
活動内容			
活動場所	シルバーセンター		

*添付書類 会員名簿

変更箇所

新		旧	
---	--	---	--

(第3号様式)

注 意

1. 登録証は、シルバーセンターを利用する際に、ご持参ください。
2. 登録証を他のグループに貸与・譲渡したり、グループが適正でない活動をした場合は、登録をとりけすこともあります。
3. 登録証の有効期間は裏面のとおりです。なお、継続する場合は、この証を添えて更新の手続きをしてください。
4. 登録証の紛失した場合は、下記のところにご連絡ください。
(連絡先)

登 録 証

●ユリカモメ(カモメ科)

品 川 区

登録番号		センター名	
グループ名			
代表表名	<input type="checkbox"/>		
住 所	品川区		
電 話	()		
上記の団体は、品川区のシルバーセンター利用者グループであることを証明します。			
年 月 日交付			
品 川 区 長 <input type="checkbox"/> 印			

有 効 期 間			確 認
新 規 更 新	年 月 日から	年 月 日まで	
更 新	年 月 日まで		
更 新	年 月 日まで		

グループ施設利用申請書

品川区長 あて

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、シルバーセンター施設の利用を申請します。

登録番号			
—			
ふりがな			
グループ名			
ふりがな		電話	()
代表者名			
利用施設	シルバーセンター	広間・洋室()・和室() 陶芸室・多目的室・健康室	
利用日時	曜日 午前 又は 午後		
利用内容			